

## 「がん診療連携拠点病院等」の定義変更（対象の医療機関の拡大）

以下「対象商品」の約款の別表に定める「がん診療連携拠点病院等」につきまして、2025年10月2日以降、定義を変更し、対象の医療機関を拡大します。（2025年10月1日以前に加入されたご契約についても、2025年10月2日以降に支払事由に該当した場合に適用します。）

対象商品および変更後の「がん診療連携拠点病院等」の定義は以下のとおりです。

### 【対象商品】

販売名称	対象となる約款
ネオ de いりょう	三大疾病一時給付特約（2023）
ネオいりょう	がん診断特約（2023） 自費診療保障上乘せ型がん治療特約
ネオ de がんちりょう ネオがんちりょう	無解約返戻金型終身がん保険普通保険約款
ネオ de 3疾病サポート	無解約返戻金型三大疾病一時給付保険普通保険約款

### 【変更後の「がん診療連携拠点病院等」の定義】

#### 別表〇 がん診療連携拠点病院等

「がん診療連携拠点病院等」とは、厚生労働大臣もしくは都道府県知事により指定もしくは承認された第1号から第10号までの医療機関または公益社団法人日本臨床腫瘍学会により認定された第11号の医療機関のいずれかに該当するものをいいます。なお、これらに準ずると当社が認めた日本国内の医療機関を含み、また各医療機関の名称等が変更となった場合は、変更後の医療機関を含みます。

- (1) がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院。なお、国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含みます。）
- (2) 特定領域がん診療連携拠点病院
- (3) 地域がん診療病院
- (4) 小児がん拠点病院（小児がん拠点病院により指定された小児がん連携病院を含みます。）
- (5) 小児がん中央機関
- (6) がんゲノム医療中核拠点病院
- (7) がんゲノム医療拠点病院（がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院により指定されたがんゲノム医療連携病院を含みます。）
- (8) がん診療連携拠点病院に準ずる病院として都道府県知事により指定された病院
- (9) 特定機能病院
- (10) 地域医療支援病院
- (11) 日本臨床腫瘍学会認定研修施設

※本変更により新たに対象となるのは下線の医療機関です。

※対象となる約款によって別表番号が異なるため「別表〇」と記載しております。